

○広島大学大学院たおやかで平和な共生社会創生プログラムにおける非常勤講師による授業担当等に関する申合せ

平成 26 年 3 月 14 日

たおやかで平和な共生社会創生プログラム会議承認

広島大学大学院たおやかで平和な共生社会創生プログラムにおける非常勤講師による授業担当等に関する申合せ

第 1 この申合せは、広島大学大学院たおやかで平和な共生社会創生プログラム運営内規（平成 26 年 3 月 14 日たおやかで平和な共生社会創生プログラム会議承認）第 12 条の規定に基づき、広島大学大学院たおやかで平和な共生社会創生プログラム（以下「たおやかプログラム」という。）における非常勤講師による授業担当等に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 たおやかプログラムの授業科目は、原則としてたおやかプログラム担当者が担当するものとするが、やむを得ない事情がある場合は、非常勤講師が担当できるものとする。

2 前項に定める「やむを得ない事情がある場合」とは、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 担当教員が欠員中で、たおやかプログラム内に適任者が得られない場合
- (2) 新規の授業科目で、たおやかプログラム内に適任者が得られない場合
- (3) 学外から適任者を求めた方がより効果が得られると思われる場合

第 3 非常勤講師として任用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 広島大学（以下「本学」という。）以外の大学（外国の大学及び短期大学を含む。）の教授又は准教授
- (2) 前号の者と同等以上であると認められる者

第 4 非常勤講師の資格審査は、本学において非常勤講師の経験のない者について行う。ただし、第 3 第 1 号に該当する者、大学共同利用機関で教育職・俸給表の適用を受ける教授又は准教授及び本学の講師（学部内講師を命ぜられた助手を含む。）以上の職にあつた者にあつては、資格審査を省略することができる。

第 5 非常勤講師による授業担当の申請手続等については、次のとおり行うものとする。

- (1) 非常勤講師に担当させようとする授業科目の実施責任者は、非常勤講師所要調をプログラム責任者に提出する。この場合において、第 4 に規定する資格審査を要する者については、広島大学大学院教員選考報告書（別記様式）を添付するものとする。
- (2) 非常勤講師の任用に関する案は、企画会議の議を経て、プログラム会議に提出するものとする。

第 6 非常勤講師による授業担当は、原則としてプログラム会議の承認を得たもの以外は実施できないものとする。ただし、プログラム会議が特別な事情（担当教員の退職等）があると認めたものについては、この限りでない。

附 則

この申合せは、平成26年3月14日から施行し、平成25年10月1日から適用する。

(制定理由)

広島大学大学院たおやかで平和な共生社会創生プログラム非常勤講師による授業実施等に関し必要な事項を定めることとするため。

## 広島大学大学院教員選考報告書

たおやかで平和な共生社会創生プログラム

職名	専任 併任 の別	コース名及び 担当授業科目	毎週授 業時数	発令(予定) 年 月 日	学位 称号	本籍	性別	(ふりがな) 氏 名 生 年 月 日

学 歴 ・ 資 格 な ら び に 職 歴	
年 月 日	事 項

学界ならびに社会における活動